

陳 情	受 理 番 号	60	受 理 年 月 日	令和 4 年 5 月 26 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	保育園の認可審査について					

件名： 保育園の認可審査について（陳情）

陳情の趣旨

2021年4月に開園した認可保育園にぬふぁ保育園（那覇市具志）に関する認可審査および認可取得を前提とした補助金支給において問題があり、審査および結果の見直しを請求いたします。

陳情の理由

認可および補助金交付の審査手続きにおいて、以下の問題が存在しております。

- ① 補助金支給の審査において、那覇市は2016年に「古島に新設予定の認可保育園で事前説明がないなどとして住民が建設に反対した」問題を受けて、『那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱第7条』に近隣からの事前の同意獲得という項目を追加した。しかし当該保育園のケースでは近隣からの同意獲得が十分行われておらず、審査においてそれに対する確認も行われていない。

隣接する住人の半分以上に当たる集合住宅21戸および大家である不動産会社に対し、同意の獲得以前に建設工事や運営内容等に関する説明すらなされていない。昨年12月に提出した住民監査請求の結果では、「建設中の住居の住人に対する説明、同意獲得は不要」という理由付けがなされている。しかし当該集合住宅は、保育園設計の段階ですでに設計図内に記載されており、また説明会の時点で建設が始まっていたことでその存在が認識されていた。そのため隣接する集合住宅への説明を意図的に欠いていたこ

とが考えられる。さらに補助金申請時には建設中だったとの説明であるが、補助金の申請は2019年4月および6月に行われており、2019年2月の集合住宅竣工後のことである。（添付資料①参照）

- ② 補助金の支給決定は、将来認可審査に合格することを前提として、あくまで仮決定されているものであり、認可基準を満たさないもしくは審査に合格しなければ支給は取り消されると規定されている。

2020年夏頃から2021年3月にかけて実施された認可審査においても、『那覇市私立保育所設置認可等要綱第3条3項』および『那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2』に定められている近隣への事前説明および同意獲得、地域との連携の適正性について確認および指摘が行われていない。(添付資料②参照)

- ③ 審査を担当した市のこども政策課では、この件に関する『市長への手紙』に対する市長名義での返信に対して、不正確な内容での回答を作成しており、またその訂正に応じていない。さらに工事開始後に建設会社が集合住宅に投函した工事開始案内により、上記要綱等に定められた説明、同意獲得の条件を十分満たしていると判断している。

工事開始後に行われた建設会社による建設会社名での簡単な工事案内のビラ投函は、到底認可保育園側が近隣に対して十分な説明を行い、かつ同意を獲得したとみなされるものではない。建設会社のビラはあくまで工事が始まることについての案内であり、建設工事の内容や保育園施設の詳細、運営方針などについて説明したものではない。これを近隣への説明や同意獲得とみなしているのであれば、以前の教訓はなんら活かされておらず、旧態依然のまま近隣住民をないがしろにした保育政策が行われていることになる。(添付資料③参照)

- ④ 審査において市側より保育園に対し、近隣への説明や同意の獲得に関して十分な確認や指導がなされなかった問題について、保育園側がこの問題を隠ぺいするべく虚偽の申告を行い、市側はその隠ぺい行為に協力している。

2021年7月に市民側が情報公開の請求を行った後、保育園側は2019年6月に不動産会社を説明に訪れていたという内容の説明および資料の提供を市側に行っている。しかし不動産会社では一切保育園側の訪問を受けた事実はないと説明しており、虚偽の申告であることは明確である。

2021年8月に市側は市民に対し、「(不動産会社)代表者に電話で確認したところ、保育園建設のことは社員から聞いて事前に知っていたと述べている」といった内容メールを送り、また翌9月の公開資料閲覧の際には再度「保育園側は事前に2度不動産会社を訪れているが代表者に会うことが出

来なかったためパンフレットを置いて行った。不動産会社代表者も2021年5月に事前説明はなかったと住人に話したが、その直後に訪問があったことを思い出したと話している。不動産会社代表者に確認してほしい」と

の依頼を行い、市民が不動産会社を訪れ代表者が不在であったため幹部の方に確認したところ、全くそのような事実はなく、またこの結果を市側に報告している。2022年4月に不動産会社代表者へ再度確認を行った際にも、園側からの事前の接触や説明は一切なかったとの回答を受けている。

保育園側は市に対してだけでなく、2021年12月に住人側に対しても「事前に不動産会社を訪問し折り返しの連絡を約束してもらったが結局連絡は来なかった」という旨の説明を行っている。

のちに市側はこの問題を隠ぺいするために、不動産会社代表者に対し「大事にしたいので話を合わせてほしい」との依頼を行っていたことが判明した。工事開始後から保育園開園後にかけて多くの退去者を出し新たな入居者もなかなか決まらない状況に追い込まれた本来被害者であるはずの不動産会社に対し、事前に園側の訪問を受けていた旨の虚偽の説明を住人にするよう依頼したことは、保育行政への信頼の根幹にかかわる大きな問題であると考えます。(添付資料④参照)

- ⑤ 集合住宅住人や大家は事前の説明や同意の確認を受けることなく、要望を伝える機会すら与えられなかった。また保育園側はその後も適切な防音対策などを採らないことで近隣の平穏な生活は壊され、騒音などによるストレスにより住人の持病（指定難病）は大きく悪化した。また精神的にも異常をきたしたことで医師から処方された精神安定剤に頼っての生活を強いられることになり、最終的に引っ越しをせざるを得ない状況に追いやられた。

本来であれば、住人側は事前に説明を受け、要望を伝え、納得した上で同意し、また必要であれば反対する権利もあると考えますが、不条理にもその権利を一方的に奪われている。さらに市は審査において適切な指摘や指導を行い、このような問題が起こることを避けるための責任を負うべきであると考えますが、その市側も虚偽の報告に対する隠ぺい工作に手を貸したことで、市民の生活に大きな負の影響をもたらす結果となった。

また、この件に関してはすでにメディアの取材を受けており、資料一式を提出済みである。(添付資料⑤参照)